

第4章 障がい者福祉施策の推進

1 啓発と交流の推進

【現状と課題】

障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、すべての市民が障がいに対する理解を深めることが重要です。

しかし、アンケート調査結果によると、障がいのある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると感じている人は9割弱と多く、広く市民に障がいや障がいのある人に対する正しい知識の普及と理解を深める啓発を行うことが必要です。

また、アンケート調査結果では、障がいのない人の約8割が、「共生社会」という言葉に賛同できるとしています。このため、障がいのある人とない人がともに参加し、コミュニケーションが図れるイベントなど、地域での交流の場を設け、日常的にふれあい、互いに理解しあえる機会を増やすことや、学校における障がい福祉教育を充実する必要があります。

さらに、障がいに対する理解を深め、障がいのある人の地域での生活を支えていくため、ボランティア団体や地域福祉活動の担い手の育成や支援がより一層必要です。そのため、各種ボランティアを育成する講座の開催や活動に関する情報や専門的な知識の向上に向けた情報提供の充実が必要です。

【基本的方向】

「共生社会」の理念の普及を図るとともに、障がいや障がいのある人に関する市民の理解の促進と、幅広い市民参加による普及・啓発活動を推進します。

(1) 啓発・広報活動の推進

ア 広報紙などによる啓発活動の推進

障がい及び障がいのある人への理解を促進するため、広報紙・ホームページなどの有効利用、パンフレットの配布、講演会などの開催及び障がい者の日・障がい者週間にあわせ、障がい者作品展を行うなど啓発活動を推進します。

イ 障がい擬似体験（ハンディキャップシミュレーション）の促進

障がいへの理解を深めるため、市社会福祉協議会などと連携し、春日井まつりや、地区社会福祉協議会などでの福祉体験会における障がい擬似体験を通じた啓発を促進します。

ウ 障害者権利条約及び障がい者関連法令の周知

障害者権利条約への関心を高めるため、同条約の市民への周知を図ります。また、障がいのある人の人権の確保を図るため、同条約に係る関連法令を含む障がい者関連法令の市民への周知を図ります。

エ 精神保健福祉に関する啓発の推進

精神障がいへの正しい理解を促すため、「こころの健康講座」を開催するとともに、関係者と連携・協働し各種行事を通して啓発・広報活動を推進します。

(2) 地域福祉活動の推進

ア 交流・ふれあいの場づくりの推進

福祉のつどい、地区社会福祉協議会の各種事業など、障がいのある人とふれあう交流機会の充実に努め、地域における福祉活動を推進します。

イ 見守りネットワークへの支援

障がいのある人や高齢者などが地域から孤立することがないように、地区社会福祉協議会の見守りネットワーク事業への取組を支援します。

(3) 障がい福祉教育の充実

ア 障がい福祉教育の推進

市内の小・中・高など学校において、障がい及び障がいのある人の理解を深めるため、社会福祉協議会と連携し、障がい福祉教育を推進します。

イ 交流学習の推進

特別支援学校と小・中学校との連携を深め、障がいのある子どもと障がいのない子どもや地域の人達がともに活動する交流学習を推進します。

(4) ボランティア活動の推進

ア 各種ボランティア育成講座の開催

障がいのある人に対する理解を促進するとともに、ボランティアの拡大を図るため、点字・点訳・要約筆記・手話・音声訳など各種ボランティア育成講座を開催します。

イ ボランティア活動への支援

ボランティアが活動しやすい環境をめざし、まちづくりを支える市民活動の拠点である市民活動支援センターとボランティア活動の振興・普及を図るボランティアセンターが連携をとり、情報提供やボランティアのコーディネートなど各種のボランティア活動を支援します。

2 保健・医療の充実

【現状と課題】

障がいの原因となる疾病などを予防するには、保健・医療の充実が重要です。

障がいの発生原因のひとつである生活習慣病を中心とした疾病予防の観点から、健康診査や保健指導、健康相談などを有効活用するとともに、保健・医療体制の充実を図ることが必要です。

また、健康診査などでの異常の早期発見から適切な医療や療育へつなげるよう、より一層、一貫した体制づくりが必要です。それとともに、障がいのある人やその家族に対して障がいに関する知識の啓発や専門的な知識を持った職員による相談支援体制の充実が必要です。

また、現代社会はストレスなど様々な要因により、こころの健康に障がいが発生しやすい環境にあります。そのため、気軽に相談できる窓口の整備とともに、保健所や、医療機関につなげるよう、支援体制の充実が必要です。

精神障がいについては、精神疾患での入院患者の退院促進を図るため、障がいのある人の地域生活の環境整備を図る必要があります。アンケート調査結果では、将来の暮らしに対する希望については、精神障がい者では、地域での暮らしを希望している人が約6割となっており、地域で充実した生活が営める対策が必要です。

【基本的方向】

保健・医療・療育サービスの適切な提供を図り、障がいの原因となる疾病などの予防、早期発見・早期治療・早期療育に努めます。また、精神保健福祉に関する施策を充実します。

(1) 障がいの原因となる疾病などの予防及び障がいの軽減

ア 生活習慣病の予防

生活習慣病を中心とした疾病予防の観点から各種健診の受診を進めます。また、医療機関との連携を深め、健康診査の結果に基づきより早い時期から生活習慣病の予防・改善に向けた保健指導を実施します。

イ メンタルヘルス相談・自殺予防対策の実施

身近な市の相談窓口で、うつなどのこころの健康相談（メンタルヘルス相談）を実施します。また、市の様々な相談窓口の担当者による連絡会議を設置し、ネットワークの構築を図ります。

ウ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の啓発

障がいのある人が身近な地域で医療、健康相談、健康診査相談などが受けられるよう、かかりつけ医（ホームドクター）、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つよう啓発します。

エ 各種リハビリテーションの推進

病院から退院した脳卒中患者などが住み慣れた地域や家庭において寝たきりになることなく生活が送れるよう、通所リハビリテーションや訪問リハビリテーションなどの医学的リハビリテーションを推進します。

また、社会福祉協議会を中心に障がいの軽減、改善を図るため、心理リハビリテーション、音楽療法など各種のリハビリテーション事業を推進します。

(2) 早期発見・早期療育体制の確立

ア 乳幼児の健康増進

乳幼児の健康増進と障がいの早期発見、早期療育を図るため、4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査を実施し、必要に応じて健康相談や訪問指導など多面的なアプローチによる支援を行います。

イ 妊産婦への健康教育・相談の推進

妊娠期間を健やかに過ごし育児に取り組めるように、妊娠、出産、育児についての理解を深めるパパママ教室を開催します。また、より多くの父母が参加できるよう、日曜日に開催するなど教室内容についても充実を図ります。

また、母子の健康相談の機会として、新生児訪問指導、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施します。

ウ 相談の充実と療育体制の整備

臨床心理士による発達相談の実施など1歳6か月健康診査や3歳児健康診査後の気になる子の相談の充実を図るとともに、適切な医療や療育につなげるよう関係機関と連携を図り、障がいの早期発見・早期療育への一貫した体制の整備を図ります。

エ 言語訓練の充実

言葉の発達に何らかの支障がある子どもに対し、話す力を伸ばしコミュニケーションの面から豊かな生活を送ることができるよう、指導員研修の充実に努めるとともに指導内容や指導体制の充実に努めます。

オ 親子通所療育事業の拡大

療育が必要な子どもに対し、第一・第二希望の家などの児童デイサービスを利用した親子通所療育を実施するとともに、今後民間事業所における親子通所療育の実施を促進し、拡大に努めます。

カ 障がいのある子どもと親同士の交流支援

障がいのある子どもと親がふれあい、よりよい親子関係をはぐくむとともに、親同士の交流や情報交換を行う機会の提供に努めます。

キ 愛知県心身障害者コロニーとの連携

愛知県心身障害者コロニーと連携し、知的障がいのある人・障がいのある子どもの地域生活を支援する療育支援事業を推進します。

(3) 精神保健福祉施策の推進

ア 精神障がいのある人の社会復帰に向けての支援

精神障がいのある人の社会復帰に向け、相談などの支援を実施します。また、保健所との連携による精神障がい者社会復帰教室を実施します。

イ 精神障がいのある人の退院促進に向けての支援

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がいのある人に対し、福祉、保健、医療など関係機関と連携し、退院準備や退院後の地域生活継続に係る個別的な支援を実施します。

ウ 共同生活援助及び共同生活介護の推進

精神障がいのある人が地域で共同して、生活を営むグループホーム・ケアホームなどの整備の推進に努めます。

エ 精神障がいのある人への医療費の助成

障害者自立支援法の施行による、精神障がいに係る通院医療費の自己負担分を助成します。また、精神保健福祉の増進のため、精神障がいに係る入院医療費の一部助成を実施します。

3 保育・教育の充実

【現状と課題】

障がいのある子どもに対しては、乳・幼児期に適切な対応を行い、可能性を最大限に伸ばし健やかな成長を促すことが大切であり、発達の状況や障がい特性に応じた保育・教育が重要です。

障がい児保育については、子どもが障がいの有無に関わらずともに成長できるよう、保育園などにおいて障がいのある子どもの受け入れを促進する必要があります。また、関係機関と連携し、保育士の資質の向上を図り障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うなど、障がい児保育のより一層の充実を図るとともに、障がいのある子どもやその保護者に対する適切な相談支援ができる体制の整備が必要です。

特別支援教育については、平成19年度から、これまでの特殊学級から特別支援学級に移行したなかで、特別支援学校などとの連携を図り、適切な個別教育支援計画に基づき、子どもの障がいや特性にあった教育指導の充実が必要です。

アンケート調査結果からも、「卒業後の進路指導をしてほしい」、「子どもの特性に応じた個別支援教育を充実してほしい」、「障がいにあわせた設備を整えてほしい」などの意見があり、本人の主体性を尊重した支援体制や障がいの特性や成長段階に応じた適切な教育を受けられる環境整備を図り、乳幼児期から児童期、就労に至るまでの一貫した支援の充実を図ることが必要です。

【基本的方向】

障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うため、各関係機関の連携による保育・教育の体制整備を進めるとともに、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上などにより、特別支援教育のより一層の充実を図ります。

(1) 障がい児保育の充実

ア 障がいのある子どもの受け入れ促進

障がいのある子どもの発達や保護者の就労などを支援するため、また、子どもが障がいの有無に関わらずともに成長できるよう、障がい児保育実施園を拡充します。また、障がいのある子どもに配慮した建物や用具の整備を進めます。

イ 障がい児保育の充実

障がい児保育実施園の巡回相談や障がい児保育運営検討会を通して、保育の実施方法や保育士の対応を検討し、保育士の障がいに関する知識や技術の向上を図り個々の障がいに対応した保育の充実を図ります。

ウ 障がい者生活支援センターの充実

障がいのある子どもやその保護者への総合的な支援を行うため、障がい者生活支援センターにおける相談体制を充実します。

(2) 特別支援教育の充実

ア 特別支援教育体制の充実

障がいのある子ども一人ひとりにきめ細かな教育が行われるよう個別に教育支援計画を策定し、特別支援教育に取り組みます。また、チームティーチング講師を引き続き配置するとともに、校内委員会の運営や研修、関係機関との連絡調整を行う「特別支援教育コーディネーター」を育成し、発達障がいなどを含めた障がいのある子どもやその保護者に対

して適切な支援を行います。

イ 特別支援教育支援員の配置に向けた取組

障がいのある子どもの学習指導補助や付き添いなどを行う特別支援教育支援員の配置に向けて取組を進めます。

ウ 就学指導の実施

特別支援学級や特別支援学校への理解を深めるため、体験入学などの活用を促すとともに、障がいのある子どもの就学にかかる不安や悩みを解消するため、個別の就学相談を実施します。

エ 特別支援教育連携協議会の設置に向けた研究

学校卒業後の自立や社会参加に向け、関係機関の連携を図り、障がいのある子どもの学齢前から学童期、卒業後まで一貫した支援を行う特別支援教育連携協議会の設置に向けて研究します。

オ 小・中学校の建物などの整備

障がいのある子どもが支障なく学校生活を送れるよう、スロープや手すりの設置など障がいに配慮した整備を進めます。

カ 放課後児童の健全育成

障がいのある子どもについて、放課後の児童の健全育成を図るため、子どもの家指導員の資質向上を始めとした受け入れ体制の充実に努めます。

4 雇用・就労の促進

【現状と課題】

働くことは、障がいのある人が地域でいきいきと生活していくため重要であり、障害者自立支援法においても就労支援を強化しており、障がいのある人への就労支援の充実が必要とされています。

アンケート調査結果では、今後、充実したほうがよい障がい者の施策について、障がいのない人で「障がい者の雇用促進」の割合が最も高く4割以上となっています。

今後も、各企業に対して障がい者雇用率の引き上げを促すとともに、事業主や従業員などに向けて、障がいのある人の雇用に対する社会的責務や障がいのある人への理解の啓発とともに、障がいのある人への就労に関する情報提供や相談支援の充実が必要です。

また、仕事をかえたり、辞めたりした経験のある人は、身体障がい者で4割以上、知的障がい者で3割、精神障がい者で7割以上となっており、特に精神障がい者で高くなっています。仕事をかえたり、辞めた主な理由については、身体障がい者、精神障がい者で「病気のため」、知的障がい者で「倒産やリストラのため」の割合が高くなっています。また、知的障がい者、精神障がい者で「人間関係がうまくいかない」の割合が高くなっています。

障がいのある人が長期にわたり就労するためには、関連機関と連携し、雇用の場を確保するとともに、障がい特性に対応した多様な雇用形態を採用したり、職場環境の改善を図るなど、職場定着のための支援が必要です。

また、障がいのある人は様々な事情もあり、必ずしも一般企業に勤めることができるわけではありません。アンケート調査結果では、就労状況などについては、他の障がいに比べ知的障がい者で「授産施設・作業所などに通っている」の割合が高くなっており、企業などで就労が困難な障がいのある人に対して福祉的就労の場の確保や運営の支援などが必要です。

【基本的方向】

障がいのある人の社会的自立を促進するためには、生活の経済的基盤である就労が基本となるものであり、その適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就くことができるよう、雇用環境の整備を推進するとともに、障がいのある人が就労を継続できるよう、職場定着指導などの支援体制を充実します。また、福祉的就労の場の確保に向けて、就労施設の整備を支援します。

(1) 障がい者雇用の促進

ア 雇用を促進するための啓発活動の推進

障がいのある人の雇用や就労問題に関する啓発活動を推進します。また、事業主はもとより市民に対しても、広く理解と協力を得るための啓発活動を展開します。

イ 相談支援・情報提供の推進

就労意欲を持つ障がいのある人が、その能力や適性に合った就労を実現するため、就労のための相談支援や就労に関する情報提供を推進します。

ウ 障がい者雇用促進企業などの物品等調達優遇制度の実施

障がいのある人の雇用に努める市内中小企業や授産施設などから物品などの調達を優先して行う「障がい者雇用促進企業などの物品等調達優遇制度」の実施により、障がいのある人の雇用の促進を図るとともに授産施設を支援します。

エ 障害者就業・生活支援センターとの連携

障害者就業・生活支援センターや障がい者生活支援センターと連携し、障がいのある人の雇用の促進を支援します。

オ ジョブコーチ（職場適応援助者）の活用促進

障がいのある人の就労定着のため、障害者就業・生活支援センターを

中心に、福祉施設や労働関係機関と連携し、職場での適応に課題を有する障がいのある人及び事業主に対してきめ細かな支援を行うジョブコーチの活用促進を図ります。

(2) 福祉的就労の充実

ア 障がい福祉サービス事業所の整備支援

障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者福祉施設などの整備を推進するため、社会福祉法人による就労支援事業を行う施設の整備を支援します。

イ 授産品販売促進事業の推進

授産施設利用者が作った授産品を市庁舎で販売する「元気ショップ」を引き続き実施し、障がいのある人の就労支援と障がいのある人への理解を促進します。

5 福祉サービスの充実

【現状と課題】

我が国における障がい福祉サービスは、平成 15 年に措置制度から支援費制度に移行し、さらに平成 18 年の障害者自立支援法の施行により、サービス体系が大きく変わっています。アンケート調査結果では、福祉サービスの今後の利用意向について、身体障がい者、精神障がい者で「居宅介護(ホームヘルプ)」の割合が最も高くなっており、知的障がい者では「短期入所(ショートステイ)」、障がい児では「児童デイサービス」の割合が最も高くなっています。重度の知的障がい者において、「短期入所(ショートステイ)」「移動支援(ガイドヘルプ)」の割合が高くなっています。また、「ホームヘルパーが不足しており、必要としている人にサービスが行き渡っていない」「特に男性ヘルパーが不足している」などの声もあがっています。障がいのある人が、できる限り主体的に自立した生活を送れるようにするために、選択肢を広げ、生活の質の向上を実現できるよう障がい福祉サービスの充実が必要です。

また、障がいのある人が日常生活を送るうえで、さまざまな問題について相談できる機会の充実が重要です。

アンケート調査結果では、相談したいと思うことについては、「福祉サービスの情報に関すること」の割合が高くなっています。また、障がい児で「成年後見制度や虐待など権利擁護に関すること」の割合が高くなっており、障がいのある人やその家族が生活上の課題について気軽に相談できる体制を充実させることが必要です。

【基本的方向】

利用者本位の考え方に基づき、障がいのある人の多様なニーズに対応する生活支援やサービスの量的・質的な充実を図ります。

また、ライフステージに応じた相談支援や各種サービスの提供を図り自立した生活を支援します。

(1) 障がい福祉サービスの充実

ア 福祉サービスの利用促進

ホームページや冊子などにより制度やサービス内容について周知し、利用の促進を図ります。

イ サービス提供基盤の拡充

障がいのある人が必要なサービスを適切に利用できるよう、民間事業者による事業の拡大や受け入れ体制の拡充について関係者に働きかけるとともに、設置を支援します。

ウ 障がい者ケアマネジメントの促進

自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障がいのある人の適切なサービス利用計画の作成を促進します。

エ ホームヘルプサービスの充実

適切なサービスを利用できるようサービス事業者に専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけます。

(2) 地域生活支援事業の充実

ア 地域生活支援事業の実施

障がいのある人の日常生活を支援するため、地域生活支援事業として、コミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、生活サポート、訪問入浴、日常生活用具給付事業を引き続き実施するとともに、サービスの利用促進を図るため、サービス内容のわかりやすい情報提供に努めます。

イ サービス提供基盤の拡充

障がいのある人が必要なサービスを適切に利用できるよう、事業の参入や定員の拡大について関係者に働きかけます。

ウ 虐待防止対策への取組

障がいのある人などに対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応について研究します。

(3) 相談支援事業の充実

ア 地域自立支援協議会による支援の充実

地域の課題解決に向けた協議の場として、保健、教育、雇用、相談支援事業者などから構成された地域自立支援協議会を通し、障がいのある人の生活を支援します。

イ 相談員の資質の向上

障がいのある人の多様なニーズに対して身近な地域で相談に応じる障がい者相談員の資質の向上を図るため、研修への参加を促進します。

ウ 障がい者生活支援センターの充実

障がいのある人及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助などを行う、障がい者生活支援センターの体制を充実します。また、一層の利用促進をはかるため、周知に努めます。

(4) 自立した生活を支えるサービスの推進

ア 心身障がい者扶助料の支給

障がいのある人の福祉の増進を図るため、心身障がい者扶助料を支給します。

イ 特定疾患患者など健康管理手当の支給

特定疾患・小児慢性特定疾患・原子爆弾被爆者などの健康保持及び福祉の増進を図るため特定疾患患者など健康管理手当を支給します。

ウ 外国人重度障がい者福祉手当の支給

障がい基礎年金を受けることができない、一定の要件を満たしている重度障がいのある外国人に手当を支給します。

エ 寝具乾燥サービスの提供

重度障がいのある人の衛生的な生活を確保するために寝具乾燥サービスを提供します。

オ 食の自立支援サービスの提供

ひとり暮らしの重度障がいのある人などに対し、安否確認とあわせて昼食を配達します。

カ 難病患者などへのホームヘルプサービスの提供

在宅における日常の家事が困難な難病患者などに対して、ホームヘルパーを派遣し、家事労働の軽減を図ります。

キ 車いすの貸出

車いすを必要とする身体障がいのある人などに対して、車いすの貸出サービスを実施します。

ク さわやか収集の実施

家庭ごみなどをごみステーションへ持ち出すことが困難なひとり暮らしの障がいのある人などを対象に玄関先での収集を行います。

ケ 身体障がい者補助犬制度の啓発

身体障がいのある人の日常生活を支援する盲導犬、介助犬、聴導犬といった身体障がい者補助犬制度を促進するため、制度の普及啓発に努めます。

コ タクシー料金・自動車燃料費の軽減

公共交通機関の利用が困難な障がいのある人の外出を支援し社会参加を促進するため、タクシー券又は自家用自動車燃料券を交付します。

サ かすがいシティバス運賃・市営駐車場料金の軽減

障がいのある人の外出を支援し社会参加を促進するため、かすがいシティバスの運賃や、勝川駅前地下駐車場及び勝川駅南口立体駐車場の料金の軽減を実施します。

シ 外出支援サービス利用料金の助成

公共交通機関を利用することが困難な在宅の障がいのある人などに対し、医療機関や福祉サービス事業所などへの移動を支援するため、車いす・ストレッチャー対応型タクシーの利用料金の一部を助成します。

ス 健康診断書料の助成

障がいのある人が福祉サービスを利用する際に必要な健康診断書料の一部を助成します。

セ 日常生活自立支援事業の促進

障がいにより判断能力に不安のある人へ、各種福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行うことにより、権利擁護を図ります。

ソ 各種制度の活用促進

障がいのある人に関する各種の手当、年金、共済、貸付、税の減免、利用料金の割引などの制度や優遇措置についての情報提供に努め、その活用を促します。

タ 宿泊体験の実施に向けた研究

障がいのある人が、将来地域で自立した生活を送ることができるよう、家族と離れて地域生活を体験することができる宿泊体験の実施に向けて研究します。

(5) サービスの質の向上

ア 支援サービス事業者の資質の向上

支援サービス事業者への情報提供と指導、サービス従事者の知識と技術を向上させるための研修受講などを促し、多様化する利用者のニーズに対応する事業者の資質の向上に努めます。

6 生活環境の整備

【現状と課題】

平成18年12月から高齢者、障がいのある人などの移動などの円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）が施行され、公共施設などのバリアフリーを始め、障がいのある人や高齢者を含むすべての市民にとって安全で快適な生活環境が整備されることが求められています。アンケート調査結果では、今後、充実したほうがよい障がい者施策として、身体障がい者で「公共施設のバリアフリー化の推進」「交通機関の充実や移動支援の充実」「障がい者向けの公営住宅の整備」などが望まれています。このため、障がいのある人の意向を把握し、ユニバーサルデザインのまちづくりや移動手段の確保、障がいのある人向けの公営住宅の整備などが必要です。

また、障がいのある人が安心して暮らせる社会を実現するためには、日頃からの防災体制の確立や災害時における支援体制の充実とともに、犯罪被害を未然に防ぐ取り組みが必要です。

アンケート調査結果では、障がいのある人全体で約5割、2人に1人が、災害時にひとりで避難できないと回答しています。そのうち、一緒に避難してくれる人がいない人が1割程度います。また、災害などの緊急事態に困ると思うことについては、身体障がい者で「自力歩行がやや困難で安全なところまですばやく避難できない」、知的障がい者、障がい児で「どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい」などの割合が高くなっています。このため、地域での緊急時の情報伝達体制の整備や、日頃から地域住民や関係団体などの連携による防災訓練や災害発生時の支援体制を確立し、障がいのある人の特性に応じた避難誘導や適切な支援を行うことが必要です。

【基本的方向】

誰もが、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。また、障がいのある人が地域で安心、安全に生活できるように防災対策を推進します。

(1) 福祉のまちづくりの推進

ア 道路・公園の環境整備

歩道や公園の園路の段差解消など、障がいのある人などに配慮した環境の整備を推進します。

イ 民間施設の改善助成

不特定多数の人が利用する既存の店舗などについて、障がいのある人などが安全で円滑に利用できるように段差解消や多目的トイレ設置などの施設改善に対して助成します。

ウ バリアフリー施設の整備推進

エレベーターや多目的トイレの設置など、障がいのある人などに配慮した公共施設の整備を推進します。

エ 駅及びその周辺のバリアフリーの推進

拠点となる駅やその周辺施設について、スロープやエレベーター、障がい者用駐車場などを整備し、障がいのある人などが利用しやすい環境づくりを推進します。

オ かすがいシティバス「はあとふるライナー」の充実

障がいのある人を始め市民が、民間バスの運行していない地域における日常生活の移動手段を確保することや市の施設を利用しやすくすることなどを目的に、かすがいシティバスを運行していきます。

カ ノンステップバスの導入

障がいのある人などのバス利用者の使いやすさを向上するため、バス事業者のノンステップバス導入を国・県と協調して支援します。

(2) 住環境の整備

ア 障がいのある人に配慮した市営住宅の整備推進

障がいのある人が安心して日常生活ができるよう、市営住宅の再整備にあわせて障がいのある人などに配慮した住宅の整備を推進します。

イ 住宅改修の助成

身体障がいのある人の居宅での自立生活を容易にするため、住宅改修費の一部を助成します。

(3) 防災・防犯対策の充実

ア 緊急時の情報提供・通信体制の整備

災害時の情報を全市域にわたって効率的に伝達するため、防災行政無線のデジタル化、デジタル同報無線の整備、J-ALERT、Em-NETの導入、メール配信サービスによる情報提供など、総合的な防災通信体制の整備を推進します。

イ 災害時要援護者支援体制の確立

災害時に自力で避難することが困難な人に対し、区・町内会や民生委員の協力による避難支援を推進します。また、災害時における迅速な安否確認に資するため対象者リストと地図情報を作成するとともに、地域の共助による確認体制の確立をめざします。

ウ 防災訓練の充実

障がいのある人や高齢者など、特別な配慮が必要な人に対しては個々の条件に応じて防災教育や防災訓練を実施します。また、福祉施設において障がいのある人の防災訓練を充実し、防災意識の向上を図ります。

エ 防犯対策の充実

犯罪被害を未然に防止するため、パンフレットの配布、講話の実施など障がいのある人やその家族に対する防犯知識の普及と啓発を図ります。

7 スポーツ・文化・レクリエーション活動の推進

【現状と課題】

障がいのある人一人ひとりが地域社会の一員として主体性を発揮し、いきいきとした生活を送るために、それぞれの障がいの特性に応じた、スポーツ・文化・レクリエーション活動への参加機会の拡充などが必要です。アンケート調査結果では、今後、充実したほうがよい障がい者施策としてスポーツ・文化・レクリエーションの支援と答えた人は、障がいのある人で少数となっていますが、スポーツ・文化・レクリエーション活動は、障がいのある人の生活の質（QOL）を向上させるうえで重要な役割を果たすだけでなく、健康の増進・機能回復への効果も期待できます。このため、今後、障がいのある人の社会参加を促進するためにも、スポーツ・文化・レクリエーション活動に対する支援を充実する必要があります。また、障がいのある人がスポーツ・文化・レクリエーション活動に気軽に参加できる場・機会を設けるとともに、芸術・文化活動において的確な指導を受けることができるように指導者の養成や確保が必要となります。

【基本的方向】

障がいのある人の社会参加を促進するうえで、障がいのある人が趣味やスポーツ、学習などさまざまな活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

ア 障がい者スポーツ活動の振興

障がいのある人のスポーツ活動を促進するため、国際的及び全国的な障がい者スポーツ大会の活躍者を「春日井市スポーツ賞」として表彰するとともに、車いすバスケットボールを始めとする各種障がい者スポーツ大会の開催を支援します。

イ スポーツ・レクリエーション活動の促進

福祉文化体育館（サン・アビリティーズ春日井）を中心に障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、各種事業プログラムの充実に努めます。また、温水プールなどの利用料金の減免により、スポーツ施設の利用の促進を図ります。

(2) 文化活動などの推進

ア 文化活動の参加への支援

文化活動に関する講演会や展示などにおいて、手話通訳者や要約筆記者などを派遣し、障がいのある人の参加を支援します。

イ 生涯学習の推進

障がいのある人の生涯学習を推進するため、社会福祉協議会が実施するパソコン講座など各種講座の開催を支援します。

ウ 文化活動の推進

障がいのある人の創作活動や、音楽・芸能活動を支援します。

エ 余暇活動の推進

地域における仲間づくりや余暇活動を推進するため、社会福祉協議会が実施する地域住民が誰でも参加できるいきいきサロンを支援します。

オ 図書館の障がい者サービスの充実

録音図書、点字図書の蔵書を充実するとともに、ボランティアによる対面読書サービスの活用を推進します。また、図書無料郵送貸出などの利用促進を図ります。

カ 人材の育成及び確保

障がいのある人の芸術・文化活動において、幅広い視野に立った指導者や活動を支えるボランティアなど、人材の育成及び確保に努めます。

8 情報・コミュニケーション支援の推進

【現状と課題】

IT（情報通信技術）機器や携帯電話などの情報伝達手段が普及しつつあるなかで、障がいのある人に対して、さまざまなサービスや施策を提供するためには、情報提供の充実が重要です。アンケート調査結果では、福祉の情報入手手段として、身体障がい者、知的障がい者で「市の広報」の割合が4割以上、精神障がい者で「新聞・雑誌・一般図書」の割合が約3割、障がい児で「家族・友人」の割合が約5割と、それぞれ最も高くなっています。また、ホームページを閲覧している人は、身体障がい者で約1割、知的障がい者、精神障がい者で1割以下となっており、情報の提供手段に偏りがある感は否めません。今後は、広報紙やホームページへのよりわかりやすい掲載などにより、福祉に関する情報提供の充実とともに、視覚障がいや聴覚障がいのある人などに配慮した情報のバリアフリー化を進める必要があります。

また、障がいのある人が地域で充実した生活を送るためには、コミュニケーション支援の強化が重要です。そのため、障がいの状況に応じた手話通訳者や要約筆記通訳者派遣などのコミュニケーション支援事業の充実を図る必要があります。

【基本的方向】

IT（情報通信技術）の活用により、障がいのある人の個々の能力を引き出し、自立や社会参加を支援するとともに、障がいの特性に応じた情報提供の充実を図ります。また、手話通訳者を始めとしたコミュニケーションを支援する人材の確保・活用を推進します。

（1）情報・コミュニケーション支援の充実

ア 情報のバリアフリー化の推進

ホームページの音声読み上げ機能や画面の色や文字サイズの変更、携帯電話の活用、「声の広報かすがい」「声のかすがい市議会だより」など音声テープの提供など、視覚障がいや聴覚障がいのある人などに配慮した情報提供を進めます。

また、視覚障がいのある人の情報バリアフリー化を図るため、SPコードの活用を促進します。

イ 福祉に関する情報提供の充実

障がい福祉サービスなどの円滑な利用を促進するため、広報紙やホームページへのよりわかりやすい掲載などに努め、福祉に関する情報提供の充実を図ります。

ウ 手話通訳者・要約筆記者の設置及び派遣

聴覚や言語に障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、市役所に手話通訳者を設置するとともに、講演会などへの手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。